

高萩・北茨城広域事務組合公告式条例

昭和59年6月15日条例第1号

改正 昭和63年9月2日条例第1号

平成25年2月26日条例第1号

令和元年10月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則等の施行期日)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別 表

掲 示 場 名	掲 示 場 所
北茨城市役所前掲示場	北茨城市磯原町磯原1630番地
高萩市役所前掲示場	高萩市本町1丁目100番地の1